

[事案 29-334] 新契約無効請求

・令和元年9月3日 和解成立

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を信じて契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月および平成28年4月に契約した外貨建終身保険（契約①および契約②）について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約①に関して、3年間保険料を支払えば、払済保険に変更しても元本が保証されるという募集人の虚偽説明を信じて契約した。また、設計書に基づく説明は受けておらず、交付もされていない。さらに、告知に際して、交通事故の後遺症で病院に通っていることを口頭で伝えたにも関わらず、募集人からは「全部『いいえ』でよい」と言われた。
- (2) 契約②に関して、3年間保険料を支払えば、払済保険に変更しても元本が保証されるという募集人の虚偽説明を信じて契約した。また、設計書に基づく説明は受けておらず、交付もされていない。さらに、診査医の虚偽対応により特別条件が付されて割増保険料が徴収されることとなったうえ、初回保険料は募集人が立て替えた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①に関して、募集に当たっては、募集人およびその上司が、設計書を用いて適切に説明しており、申立人が主張するような対応はしていない。
- (2) 契約②に関して、募集人による払済保険に関する誤説明および初回保険料の立替えについては認めるが、その他に申立人が主張するような対応はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および本契約の被保険者ならびに募集人および募集人上司に対する事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①に関し、募集人らが、3年間保険料を支払えば元本が保証されるという虚偽説明をした、設計書にもとづく説明をしなかった、設計書を交付しなかった、告知に関して不適切な対応を行ったといった申立人の各主張は認められず、契約②に関しても、診査医の不適切な対応があったとは認められないが、契約②に関し、募集人が被保険者に対して解約返戻金額が既払込保険料額を上回る時期等の重要事実について誤説明をし、これにより申立人が誤認して申込みをしたことから、本件は和解による解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。